



2024 年度

# 研究科便覧

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学大学院  
ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻  
修士課程 / 博士課程

Kanagawa University of Human Services  
Graduate School of Health Innovation  
Health Innovation Research Program  
Master's Course / Doctoral Course



# 2024 年度 学年曆

## 前 期 (春学期) (4月 1 日～9月 29 日)

入学式・オリエンテーション	4月 3 日 (水)
前期始業開始	4月 6 日 (土)
履修登録期間	4月 2 日 (火) ~ 4月 12 日 (金)
履修登録確認期間	4月 15 日 (月) ~ 4月 19 日 (金)
前期 (春学期) 前半 授業期間	4月 6 日 (土) ~ 6月 1 日 (土)
前期 (春学期) 後半 授業期間	6月 3 日 (月) ~ 7月 27 日 (土)
補講期間	7月 29 日 (月) ~ 8月 3 日 (土)
夏季休業期間	8月 4 日 (日) ~ 9月 29 日 (日)

## 後 期 (秋学期) (9月 30 日～3月 31 日)

後期始業開始	9月 30 日 (月)
履修登録期間 (予定)	9月 30 日 (月) ~ 10月 7 日 (月)
履修登録確認期間 (予定)	10月 8 日 (火) ~ 10月 14 日 (月)
後期 (秋学期) 前半 授業期間	9月 30 日 (月) ~ 11月 22 日 (金)
後期 (秋学期) 後半 授業期間	11月 25 日 (月) ~ 1月 24 日 (金)
開学記念日	12月 27 日 (水)
冬季休業期間	12月 28 日 (土) ~ 1月 3 日 (金)
補講 (休日振替) 期間	1月 27 日 (月) ~ 2月 10 日 (月)
春季休業期間	2月 11 日 (火) ~ 3月 31 日 (月)

※上記休業期間中にも授業や研究科行事等を行う場合があります。

### ◆SHI 事務室 (3 階) の業務取扱時間

平日 8：30～17：15

(土曜日、日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は事務を取り扱いません。)

### ◆SHI 教務担当 (Lab1) 業務取扱時間

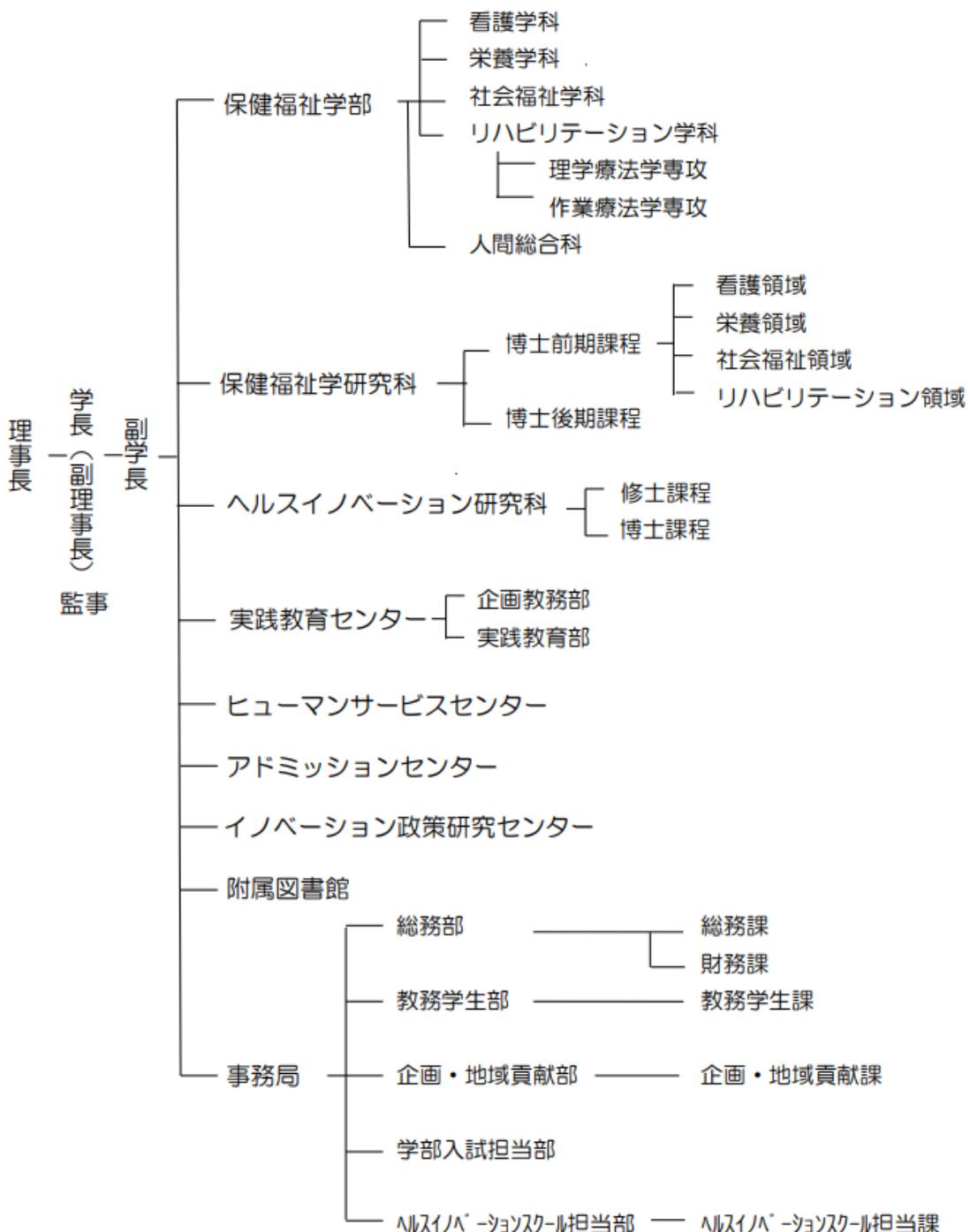
平日 13：30～22：00 土曜日 8：30～18：00

(日曜日、祝祭日及び 12 月 28 日～1 月 3 日は事務を取り扱いません。)

# 目 次

1 組織の概要	2
2 大学の基本理念	3
3 ヘルスイノベーション研究科 3つの方針（ポリシー）と養成人材像	
(1) 修士課程	4
(2) 博士課程	7
4 教育課程及び履修等	
(1) 学年・学期	10
(2) 授業時間	10
(3) 交通機関の不通等による休講	11
(4) 教育課程	11
(5) 履修登録	12
(6) レポート	12
(7) 試験	12
(8) 成績評価	13
(9) ICT を活用した履修	14
(10) 既修得単位の認定	14
5 学生生活	
(1) 学生証	16
(2) 学生への通知・連絡（情報案内板及び学内メール）	16
(3) 捺得物・遺失物の届出	16
(4) 証明書等の申し込み方法	17
(5) 学籍関係の届出・願出等	18
(6) 授業料等	18
(7) 奨学金・修学資金	19
(8) 健康管理	20
(9) 学生保険	21
(10) 施設の利用	22
(11) 通学方法	24
(12) 情報システム	24
(13) 学生相談室	25
(14) ハラスマント相談	26
(15) 同窓会	26
6 長期履修学生制度について（修士課程のみ対象）	27
7 研究指導のスケジュール及び履修モデル	
(1) 修士課程	30
(2) 博士課程	35
8 学生関係規程	41

## 1 組織の概要



## 2 大学の基本理念

私たちは今、環境の世紀、科学技術の世紀ともいわれる21世紀を迎えました。

しかし、どんなに時が移り変わろうとも、誰もが平和な世界を求め、地域社会において、健康で、心豊かな生活を求めることに変わりありません。

私たちの暮らしさは、様々な専門的知識や高度な技術の恩恵に浴していますが、同時に自然や地球環境との調和を求めるグローバルな問題に直面しています。

保健・医療・福祉の分野においても、生命倫理や人権などの課題を内包しながら、絶えざる改革や技術革新がなされてきました。そして、こうした知識や技術をさらに活用し、発展させるためにますます高度化、専門化、細分化が進んできました。

しかし、私たちは、ここで保健・医療・福祉の対象が、様々な側面を併せ持つ温もりのある「ひと」であることを改めて思います。

「ひと」を単に専門的な一側面から捉えるのではなく、全人格的な対象とし、深い洞察力と共感によって切実なニーズを感じ取り、的確な対応をすることで初めてヒューマンサービスが可能になると考えます。

こうしたヒューマンサービスの実現には、個々の領域を越えた幅の広い専門的な知識や技術を持つことが求められる上に、それぞれの分野の専門家が領域を越え相互に理解し合う連携と協働の実践が不可欠です。

時代が求める人材を育成するために県立保健福祉大学では、次の3つを基本理念としつつ、国際的視野に立ってより新しい文化を創造する拠点として位置づけたいと考えます。

20世紀は人間性喪失の時代といわれましたが、人ととの間の信頼と対話に基づく専門教育を通して、喜びと希望にみちた世界をつくりだす大学にしたいと心から願っています。

### (1) 保健・医療・福祉の連携と総合化

高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる人材を育成します。

また、保健・医療・福祉の各領域に関わる幅広い知識・技術が修得できる教育を行い、専門分化された縦割りの人材育成ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身につけ、トータルなサービスのできる人材の育成を目指します。

さらに、医療、看護、介護技術の進歩に対応できるしっかりとした基礎教育を身に付けるとともに、新たな知識を活用し、応用し、地域社会の発展はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持って、保健・医療・福祉にイノベーションを起こす人材を育成します。

### (2) 生涯にわたる継続教育の重視

医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中で、専門性の向上のみならず関連領域に関する幅広い知識・技術の修得などに関するニーズの高まりとともに、時代の変化に応じた継続教育はますます必要になってきています。

こうした、在職者等のニーズにも応え、保健・医療・福祉を担う人材の資質の向上と充実を図るため、県立保健福祉大学では、専門職としての基礎教育のうえに、医療技術等の高度化・専門化や在宅医療、在宅介護など多様なニーズに対応できる在職者を育成するための継続教育を行います。

### (3) 地域社会への貢献

常に社会環境の変化や新たなニーズに対応して、保健・医療・福祉サービスの向上を目指す実践的な研究を行うとともに、地域に根ざして教育的資源を有効に活用し、市民参加のもとコミュニティ形成の一翼を担う開かれた大学を目指します。

20世紀は人間性喪失の時代といわれましたが、人ととの間の信頼と対話に基づく専門教育を通して、喜びと希望にみちた世界をつくりだす大学にしたいと心から願っています。

### 3 ヘルスイノベーション研究科 3つの方針（ポリシー）と養成人材像

#### （1）修士課程

##### ○アドミッションポリシー（入学者受入方針）

健康寿命の延伸や未病を改善して市民一人一人が生きがいを持った人生を送ることができる社会を実現するために、既存の概念にとらわれない課題解決の方策を提示できる人材が強く求められるなか、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科（SHI）では、起業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くすことができる人材を養成し、国内外に輩出することを目指しています。そのために、本修士課程では、以下のような人材を受け入れます。

- ① 保健医療福祉の改善を通じて、人が生きがいを持った人生を送る社会を構築することに強い意欲がある者
- ② 社会的課題に対する関心を有し、論理的・科学的思考に基づいた課題解決を志す者
- ③ 多様な背景を持った人や組織における課題について、多面的視点による解決策を提示しようとする者
- ④ 既存の視点枠組みにとらわれず、新たな観点から大胆な課題解決策の提示を行い、実行することができる者

入学者選抜試験では、以上の観点に立って、書類選考においては志望動機書や小論文等により意欲や専門知識などを、面接選考においては課題の解決へ向けて意欲的に研究に取り組もうとする力を、総合的に評価します。

##### ○カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）

本修士課程では、以下のカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成します。

- ① 保健医療福祉・公衆衛生の専門的な知識と、科学的な評価分析能力を習得するため、世界的な公衆衛生教育の基準を踏まえた以下の科目区分を設置し、各区分から最低1科目は全学生の必修科目として配します。
  - ・ 疫学
  - ・ 生物統計学
  - ・ 社会行動科学
  - ・ 環境保健学
  - ・ 保健医療管理学

- ② 最新のテクノロジー・イノベーション、社会システムに関する知識を習得し、自ら新たな課題解決の方策を立案するため、経営管理やイノベーション手法の体得、アントレプレナーシップの滋養を目的とした講義・演習を配します。
- ③ 多面的な視点から物事を捉えることで、多様な背景を持った人や組織における課題解決・プロジェクト実行能力を滋養するため、トランスディシプリナリーな科目を配します。
- ④ 情報発信力を高め、また能動的な学習を促進するために、グループワークやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニング、ICT 等を積極的に取り入れた授業を実施します。
- ⑤ 世界的課題の解決や、国際的人材の輩出を見据えた教育課程とするために、積極的に英語による授業を開講し、英語のみによる単位履修を可能とします。

#### ○ディプロマポリシー（学位授与方針）

本修士課程は、本研究科規則に定められた教育課程の所定単位を修め、修士論文または特定の課題についての研究成果に関する報告書を提出し、その審査および最終試験に合格した者に、修士（公衆衛生学）の学位を授与します。

- ① 現代における公衆衛生・保健医療福祉の現状、最新のテクノロジー・社会システムを把握し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出できる能力を身につけていること。  
(知識習得と評価分析スキル)
- ② 科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を検討できる能力を身につけていること。  
(分析結果に対する改善提案スキル)
- ③ 多様な背景を持った人や組織間での合意形成を実現するため、多面的な視点から物事を捉える能力、プレゼンテーション・コミュニケーション・語学能力を身につけていること。  
(合意形成・発信スキル)
- ④ 組織が限られた資源を有効かつ効率的に活用して課題解決を実現させるための、計画・管理・実行能力を身につけていること。  
(業務遂行・組織管理スキル)

## ○養成する人材像

急激な少子高齢化の進行、様々な保健医療福祉課題に直面する中、健康寿命の延伸や未病を改善して市民一人一人が生きがいを持った人生を送ることができる社会を実現するためには、既存の概念にとらわれない課題解決の方策が必要であるという認識のもと、本修士課程では、起業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くすことができる国際的人材を養成し、国内外に輩出することを目指して、具体的には下記のような人材を養成します。

### ① リサーチャー

#### 技術革新や、その基礎となる技術の研究・開発ができる人材

大学や研究機関、企業などにおいて、すでに特定の専門性を持つ研究者の中で、今後トランスディシプリナリーな研究や保健医療福祉分野に関する科学技術コミュニケーターを目指す人材

さらに、ヘルスケアの中で、未病の領域についてエビデンスを探求し、新たな学問領域の構築や未病の学問体系化を志す人材、次世代の新たな価値を生み出せる人材

### ② ビジネスパーソン

#### 革新的な技術を具体的に産業化できる人材

製薬企業や医療機器関連企業などのヘルスケア産業、その他の金融やIT、サービス、食品関連企業などで、未病産業などの新しいビジネスを興せる人材

また、社会的な課題に対して、新たなテクノロジーを活用し、課題の解決へと導くことのできるソーシャルアントレプレナーなどの人材

### ③ アドミニストレータ

#### 組織管理に革新を起こし、効果的・効率的な保健医療福祉サービスの提供ができる人材

未病・予防の観点や地域の様々なニーズを踏まえた医療サービスを展開するために、必要な知識と技術を習得し、医療等の関係者のみならず、行政・研究者・企業などと連携しながら、次世代の保健医療福祉機関のあり方をデザインし、組織経営を展開できる人材

### ④ ポリシーメーカー

組織・人材などを繋ぎ、保健医療福祉課題の解決に資する革新的な社会システムを作ることができる人材

地域が抱える保健医療福祉の課題や、自治体組織が抱える課題を発見し、社会制度や多様なステークホルダーのニーズをふまえて、課題の分析や解決策の提言を行える人材

## (2) 博士課程

### ○アドミッションポリシー（入学者受入方針）

健康寿命の延伸や未病を改善して市民一人一人が生きがいを持った人生を送ることができる社会を実現するために、既存の概念にとらわれない課題解決の方策を提示できる人材が強く求められるなか、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻（博士課程）では起業家精神を持ち、公衆衛生の視点による科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くし、未来を牽引することができる国際的高度専門人材を輩出することを目指しています。そのために、本博士課程では、以下のような人材を受け入れます。

- ① 保健医療福祉の改善を通じて、人が生きがいを持った豊かな人生を送ることができる社会を構築し、国際社会に貢献することに強い意欲がある者
- ② 社会で得られた経験に基づいて、保健医療福祉分野における具体的な課題意識を有し、その課題に対して既存の視点に枠組みにとらわれず、かつ論理的・科学的思考に基づいて解決を志す者
- ③ 医学・歯学・薬学・保健学・公衆衛生学・看護学・工学・経済学・経営学など、様々な専門分野における博士前期課程（修士課程）修了に相当する一定程度の専門知識や研究能力および語学力を有し、倫理観の高い研究を遂行できる者

入学者選抜試験では、以上の観点に立って、書類選考においては志望動機書や小論文等により意欲や専門知識などを、面接選考においては課題の解決へ向けて意欲的に研究に取り組もうとする力を、総合的に評価します。

### ○カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）

本博士課程では、ディプロマポリシーに定めるとおり、研究・産業・保健医療福祉提供・行政などそれぞれの領域において、保健医療福祉の向上を担う高度専門人材としてリーダーシップを発揮できる人材を育成するため、以下のカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成します。

- ① ヘルスイノベーションに関わる高度専門人材として身につけるべき保健医療福祉・公衆衛生に関する専門的かつ学際的な知識や科学的論理性に加え、リーダーとして求められる教養・倫理観及び価値規範を身につけるための科目を設置する。
- ② 世界的課題の解決に取り組む国際的人材の育成を見据えた教育課程とするために、積極的に英語による授業を開講して、英語のみによる単位履修を可能とする。
- ③ 革新的な課題解決の方策を提示する上で求められる深い洞察力と高度な課題解決能力を滋養するため、自ら解決策の提示に取り組む演習形式の科目を配すると共に、具体的な課題解決の方策を深く探求するために特別研究科目を設置する。

## ○ディプロマポリシー（学位授与方針）

本博士課程では、本研究科規則に定められた教育課程の所定単位を修め、博士論文を提出の上、その審査および最終試験に合格した者に、博士（公衆衛生学）の学位を授与します。審査にあたっては、以下の点に到達していることを目安とします。

- ① 現代における保健医療福祉の諸課題、最新のテクノロジーや社会システムを深く理解し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出し、科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を提示することを通じて、保健医療福祉における新たな社会的・経済的価値を生み出すことができる能力を身に附けていること。
- ② 保健医療福祉の向上を担う国際的高度専門人材として、研究・産業・保健医療福祉提供・行政などそれぞれの領域において、国内外におけるリーダーシップを発揮できる学術性・専門性・教養・倫理観及び価値規範を有していること。

## ○養成する人材像

本博士課程では、国際的高度専門人材養成を行うこととし、具体的に以下に示すような人材を育成します。

### ① 高度研究人材

#### 社会システムの革新につながる高度な研究・開発を牽引する人材

国内外の教育研究機関や企業内研究所などにおいて、保健医療福祉分野の課題解決に繋がる技術や社会システムの革新に関する高度な研究・開発を自ら行い、また牽引することができるリーダー人材

### ② 高度マネジメントリーダー

#### グローバルで革新的な技術やサービスの産業化・組織化を牽引する人材

国際的企業や非営利法人などにおいて、保健医療福祉分野の課題解決に繋がる革新的な技術やサービスを具体的に産業化・組織化し、グローバルに展開するために組織を牽引できるリーダー人材

### ③ 高度ヘルスケアプロバイダ

#### 地域や国際社会のニーズに即した高度な保健医療福祉サービスの提供を牽引する人材

病院をはじめとした保健医療福祉サービスの提供組織などにおいて、地域や国際社会のニーズに則したサービスを高度かつ効果的・効率的に提供するために組織を牽引することができるリーダー人材

④ 高度ポリシーメーカー

保健医療福祉分野の課題解決に資するエコシステムをグローバルに構築する人材

国際機関や行政機関などにおいて、保健医療福祉分野の課題解決に取り組む様々な組織・人材などを繋ぎ、保健医療福祉課題の解決に資するエコシステムをグローバルに構築することができるリーダー人材

## 4 教育課程及び履修等

### (1) 学年・学期

#### ① 学年

4月1日～翌年3月31日

#### ② 学期

学年は次のとおり2学期に分かれます。

前 期（春学期） 4月1日～9月30日

後 期（秋学期） 10月1日～翌年3月31日

### (2) 授業時間

#### ① 月～金曜日

時 限	時 間	備 考
6時限	18:40～20:10	実習等では、時間帯が異なる場合があります。
7時限	20:20～21:50	

#### ② 土曜日

時 限	時 間	備 考
1時限	9:00～10:30	実習等では、時間帯が異なる場合があります。
2時限	10:40～12:10	
3時限	13:00～14:30	
4時限	14:40～16:10	
5時限	16:20～17:50	

※一部の科目では上記以外の時限にも授業を行う可能性があります。

※必修科目は6ないしは7時限目、もしくは土曜日に行います。

### 【研究指導について】

閉校日(年末年始を含む)は教員による研究指導は行いません。(メール等の確認・返信含む)

また、閉校日のほか、教員が勤務を要さない日、休暇日についても同様です。

指導教員等と調整し、計画的な研究スケジュールの作成をお願いいたします。

修士論文等の提出期限は1月中旬頃を予定しております。修了予定年度の年末年始は特に注意が必要です。

### (3) 交通機関の不通等による休講

次のいずれかに該当する時、授業は原則として休講とします。休講および授業等の再開については、その都度 manaba にて周知します。

- ① 事故、地震、積雪、ストライキ等により下記3線のいずれもが不通の時  
ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

JR東海道本線（東京～横浜間）、JR京浜東北線（東京～横浜間）  
京浜急行線（泉岳寺～横浜間）

- ② 事故、地震、積雪、ストライキ等により下記2線のいずれもが不通の時  
ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

京浜急行大師線（京急川崎～小島新田間）  
臨港バス（川崎駅前～キングスカイフロント入口間）

- ③ 県内に、暴風、大雪、暴風雪、特別警報（以下「警報」という）が発令された時

①②③により休講となった場合でも、当該交通機関が復旧した場合、または警報が解除された場合は、次のとおり授業を行います。

ただし、授業に遅刻した場合は、交通機関の運行状況等により配慮する場合もあります。

復旧（警報解除）時間	授業実施時限
7：00現在で復旧（警報が解除）された場合	1時限から実施
8：30現在で復旧（警報が解除）された場合	2時限から実施
11：00現在で復旧（警報が解除）された場合	3時限から実施
12：30現在で復旧（警報が解除）された場合	4時限から実施
14：30現在で復旧（警報が解除）された場合	5時限から実施
16：30現在で復旧（警報が解除）された場合	6時限から実施
18：30現在で復旧（警報が解除）された場合	7時限から実施

地震等の災害が発生した際、manaba にて安否確認を行います。災害時は、manaba を確認いただき、自身の安否についてご報告いただきますようお願いいたします。（年一回程度訓練の実施を予定しております。）

### (4) 教育課程

- ① 教育課程(カリキュラム)

修了には、教育課程(カリキュラム)の中から定められた単位を修得しなければなりません。各科目の詳細はシラバスで確認してください。

## ② 単位の算定基準

1単位の授業時間は、授業の形態別に次のとおり定められています。

【 講義、演習:15～30 時間 実習:30～45 時間 】

## (5) 履修登録

授業科目を履修するには、履修登録をしなければなりません。履修登録期間、履修登録確認(追加、取消し及び変更)期間の具体的な日程、方法は別添の資料で確認してください。

履修登録しない場合は、単位を修得することができないので、十分に注意してください。

科目の担当教員が許可する場合は、聴講が可能です。聴講を希望する場合は、科目の担当教員にご確認ください。(聴講の場合、履修登録は不要です。単位および成績は授与されません。)

## (6) レポート

レポートの提出については、教員の指示に従い、原則、学習支援システムの manaba もしくは電子メールにより行ってください。提出の際は各自1年間複製(コピー)を保管してください。

### ① manaba による場合

manaba にログインし、該当科目(コース)のレポート提出画面から提出してください。

- manaba ログイン URL <https://kuhs.manaba.jp>
- ログイン ID、パスワードは別途お伝えします。

### ② 注意事項

他人の文章を剽窃することは、どのようなことがあっても許されません。

他人の文章を引用する場合には、引用部分を必ず「」で囲み、それが引用であることを明示した上で、出典(著者名・書名など)を明記しなければなりません。

また、レポート提出期限まで他人に自分のレポートを見せてはいけません。

## (7) 試験

### ① 試験の種類

#### ア 定期試験及び随時試験

定期試験は、原則として各学期の授業終了時に期間を定めて行います。

ただし、担当教員の判断により随時試験が行われることがあります。

#### イ 追試験

病気その他やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合には、申請により担当教員の承諾を得て追試験を受けることができます。追試験を希望する場合は、その科目の試験日から

1 週間以内に「追試験願」を傷病の場合は医師の診断書、その他の場合はその理由を証する書類を添付して SHI 事務室または SHI 教務担当(Lab1)へ提出してください。

#### ウ 再試験

定期試験又は追試験の結果、単位を修得できなかった授業科目について、担当教員の判断により再試験を行うことがあります。

#### ② 試験上の注意

出席時間数が、講義及び演習においては授業時間数の2／3に満たない者、実習においては授業時間数の4／5に満たない者は試験を受けることができません。

試験開始後30分を過ぎると入室することはできません。

試験を受けるには、学生証が必要です。試験の際は、机上の見えやすい所に置いてください。学生証を忘れた者は、SHI 事務室または SHI 教務担当(Lab1)で仮学生証の交付を受けてください。

試験中不正行為を行った場合は当該学期に実施する試験のうち、その時間以降の試験を受けることはできません。また更に懲戒処分を受ける可能性があります。

レポート作成・提出にあたって、他人の文章を剽窃するなどの不正行為を行った場合も試験での不正行為と同様とみなされます。

### (8) 成績評価

成績は、科目ごとに次のとおり評価され、S～C には単位が与えられます。

評価	評点	グレードポイント G P	単位の授与
S	90点～100点	4	授与する
A	80点～89点	3	
B	70点～79点	2	
C	60点～69点	1	
D	59点以下	0	授与しない
/	評価不能		
授与	評点を付さない	算定しない	授与する
不授与			授与しない

履修登録をした科目の履修を途中で辞退する場合は、必ず試験(最終授業日)等の前までに SHI 事務室または SHI 教務担当(Lab1)に「履修辞退届」を提出してください。

その場合、成績は「評価不能」（／）となります。

「履修辞退届」の提出が無いまま、出席日数が不足した場合や、試験に欠席する等した場合は、評価は「D」となります。

初回講義開講 1 週間以内に履修辞退の連絡をいたいた場合は、履修登録の取り消しを行います。その場合は、成績等には反映されません。

病気その他やむを得ない理由で授業を欠席した場合は、「欠席届」を担当教員に提出することができます。ただし、提出された「欠席届」による成績の評価への取扱いは担当教員の判断となります。

## （9）ICTを活用した履修

ICTを活用した履修が可能な授業科目については、manaba 内の該当科目（コース）の「コースコンテンツ」ページから講義動画を視聴し、レポート提出等を行うことで履修が可能です。

なおICTによる履修が可能な授業科目であっても、回によっては教室での受講が必要となっている場合がありますので、詳細はシラバス及び教員の指示に従ってください。

### 【2024年度メディア履修対応科目】

「データサイエンス」「ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション(RRI)」I」「ヘルスコミュニケーション」「環境保健学」「健康・医療政策」「国際保健政策」「ヘルスケア管理学」「医療経済学」「ファイナンス・アカウンティング」「ヒューマンサービス特論」

## （10）既修得単位の認定

本学入学前に他の大学院で修得した単位について、審査のうえで本学において履修したものと認める（既修得単位）制度があります。

入学後 1 年以内に申請いただくことが可能ですが、計画的な履修を進めていただくうえで、入学時に手続きいただくことをおすすめします。既修得単位の認定を希望する場合は、速やかに SHII 事務室にご相談ください。

# 履修辞退届

令和 年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院  
ヘルスイノベーション研究科長 殿

学籍番号  
氏名

次の科目について、履修を辞退いたします。

授業科目名 \_\_\_\_\_

## 5 学生生活

### (1) 学生証

学生証は、学生の身分を証明する大切なカードです。常時携行してください。

次の場合には、学生証の提示が必要になります。

- ① 身分証明を求められたとき
- ② 附属図書館(横須賀キャンパス、二俣川キャンパス)を利用するとき
- ③ 試験を受けるとき
- ④ 定期乗車券の購入や、学生割引運賃を利用するとき

### (2) 学生への通知・連絡（情報案内板及び学内メール）

学生への通知・連絡は、manaba に掲示または学内メールにて連絡します。これによって連絡した事項は、全学生に周知・伝達されたものとして扱います。従って、この連絡事項に対しては、その案内を見なかつたために学生に不利益が生じても大学は責任を負いません。定期的に必ずご確認ください。

※ manaba には新しいお知らせや書き込みがあった場合に、それらの更新情報をユーザが登録しているメールアドレス宛に送信するリマインダ設定という機能があります。学内メールを設定していますが、メールアドレスを追加することも可能です。

### (3) 拾得物・遺失物の届出

学内で金品等を拾得した場合、忘れ物、落し物等をした場合は、すみやかに SHI 事務室または SHI 教務担当(Lab1)に届け出てください。

#### (4) 証明書等の申し込み方法

在学証明書等、大学が発行する各種証明書が必要になったときは、次表に掲げる書類に必要事項を記入のうえ、SHI 事務室またはSHI 教務担当(Lab1)に提出してください。なお、提出書類はLab1で受け取るか、manaba ([https://kuhs.manaba.jp/ct/page\\_571c562\\_1879048247](https://kuhs.manaba.jp/ct/page_571c562_1879048247))からダウンロードしてください。

証明書等は、事務局に交付願が提出された日から発行までに、土・日・祝日を除いて3日程度を要します。なお、英文の場合は最短でも1週間かかりますのでご了承ください。また、発行までにさらに時間を見る場合もありますので、余裕をもって申し込むようにしてください。

受け取りの際には学生証を必ず持参してください。大学での受け取りが難しい場合は、返信用封筒(宛先明記、簡易書留相当の切手貼付)を用意して交付願等と一緒に提出してください。

修了後の発行(有料)については SHI 事務室までお問い合わせください。

証明書の種類	提出書類
在学証明書	
成績証明書 ※1	証明書交付願
修了(見込)証明書 ※2	
その他の証明書	
通学証明書	通学証明書交付願
学生旅客運賃割引証 (片道 100km を超える区間でJRのみが対象)	学生旅客運賃割引証(学割証)交付願

※1 成績証明書には、各科目の修得単位数が記載されています。

※2 修了年次生のみ、交付可能です。

## (5) 学籍関係の届出・申請等

学籍関係の届出申請関係書類には、次のものがあります。変更が生じたら、次表に掲げる書類に必要事項を記入のうえ、SHI 事務室または SHI 教務担当 (Lab1) に提出してください。

なお、提出書類は Lab1 で受け取るか、

manaba ([https://kuhs.manaba.jp/ct/page\\_571c562\\_1879048247](https://kuhs.manaba.jp/ct/page_571c562_1879048247)) からダウンロードしてください。

主な提出書類	提出時期	説明
保証人等変更届	変更時	保証人の変更、保証人の住所の変更があつた場合に提出する。
住所等(変更)届	入学時 変更時	学生の住所・緊急連絡先・氏名等の届出
学生証再交付(書換え)願 ※1	発生時	学生証の紛失、記載事項の変更等があつた場合に提出する。
学籍等異動願	異動前	休学、復学、転学、留学、退学しようとする場合に提出する。
旧姓使用願	改姓時他 (希望者)	婚姻等による改姓後も引き続き旧姓を使用する場合に提出する。

※1 学生証の再交付までに約 1 週間かかりますので、その間に通学定期券を購入したい場合は、「通学証明書交付願」を提出してください。

## (6) 授業料等

### ① 授業料の納入について

授業料の納入は、前期(6月)・後期(11月)の2回に分けて、入学の際に届出のあつた金融機関の口座から口座振替により行います。引落日の前日までに必ず所定の納入金額を入金してください。(引落日が休業日の場合は翌営業日となります)

授業料		期	納入金額	引落日
年額	535,800円	前	267,900円	6月27日
		後	267,900円	11月27日

授業料の改定があった場合には、改定後の授業料が適用されます。

なお、休学する場合において、その期間が学期の全日にわたることとなるときは、当該学期に係る授業料は免除されます。

学期の中途中において休学、修了、退学若しくは転学をした者又は除籍をされた者の当該学期分の授業料は、その全額を徴収します。

## ② 学生生活で必要による経費

学生生活を送るうえで、授業料の他に自己負担となる主なものには、次のようなものがあります。

### ア テキスト(教科書)購入代金

シラバスや授業の中で案内があります。

### イ 学生保険への加入に伴う保険料

### ウ 実習に係る経費

学外(国内外)実習先までの交通費、一部の実習材料費、感染予防のための注射代など。

### エ 課題研究報告書等作成に係る経費

課題研究報告書等作成のために必要な実験・調査・資料収集費など。

## (7) 奨学金・修学資金

全国の諸団体で実施している奨学金制度にはさまざまなものがあります。ここでは日本学生支援機構が実施しているものを次に掲げますので、参考にしてください。

### 【日本学生支援機構奨学金－貸与型奨学金】

※ 詳細は、パンフレットや日本学生支援機構のHPで別途ご確認ください。

日本学生支援機構法に基づいて、優秀な学生生徒で経済的理由により修学困難な者は、選考を経て学資の貸与が受けられます。(これまでに大学院で奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間(貸与終期)が制限される場合があります。)

### ① 募集の時期

採用の種類	募集時期
定期採用	毎年4月上旬
緊急・応急採用	家計急変の事由発生後、随時(12か月以内)

### ② 貸与月額

種類	貸与月額	
第一種	無利子貸与	50,000円又は88,000円(修士) 80,000円又は122,000円(博士)
第二種	有利子貸与	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円の中から選択

### ③ 採用者の決定

奨学生数には一定の数の枠があるため、大学等及び大学院における研究状況・研究能力等学力を中心に家庭の事情、人物などを総合評価して日本学生支援機構へ推薦します。日本学生支援機構は、この推薦に基づき奨学生の採用を決定します。

### ④ 奨学金の貸与

採用が決定された学生は、奨学生として貸与を受けることとなります。貸与期間中に次の事項が生じる場合は、SHI 事務室または SHI 教務担当(Lab1)で必要な手続きをしてください。

氏名の変更	休学	復学	退学	辞退
振込口座変更	貸与月額変更	連帯保証人・保証人変更		

また、年に 1 回「奨学金継続願」を提出する必要があります。その際、継続を希望する学生について、大学において奨学生としてふさわしいかの審査(適格認定)を行います。「奨学金継続願」未提出者、学業成績不振者は、貸与が停止又は廃止されることがあります。詳細は採用時に配布する「奨学生のしおり」を確認してください。

### ⑤ 奨学金の返還

貸与された奨学金は貸与終了後、所定の期間内に返還することとなります。

## (8) 健康管理

### ① 健康診断

本学は学校保健安全法に基づき健康診断を実施しますので、必ず受診してください。

受診しない学生は、奨学金、実習、就職、その他で必要がある場合に健康診断証明書を発行できませんので、注意してください。また、学生本人の都合で所定の日に受診しない場合、受診料は自己負担になる場合があります。

なお、職場等で健康診断を受診している場合は、結果の写しを提出すれば受診の必要はありません。

### ② 出席停止

学校保健安全法では、学校内で伝染病が流行することを防止するため、施行規則が定める伝染病に学生が感染した場合は、感染のおそれがなくなるまで出席停止にすることを定めています。下記の病気にかかったら SHI 事務室に連絡してください。なお、出席停止期間の間は登校できません。

### 学校保健安全法施行規則が定める出席停止となる主な伝染病及び出席停止期間

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
新型コロナウィルス	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または五日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後五日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで

## （9）学生保険

教育研究活動中の不慮の事故に備えて、本学では学生全員に必ず学生保険をご案内しています。（学外実習施設では、保険の加入を義務付けている施設もあります。）

### ① 保険期間

修業年限と同じです。休学等により修業年限で卒業できない場合は、必要に応じて年単位もしくは月単位で加入が可能です。

### ② 保険内容

#### ア 傷害保険（学生本人に対する補償）

実習中、実習中の移動、学校管理下、登下校、実習先への移動中の事故の補償

#### イ 賠償責任保険（第三者・物に対する補償）

偶然な事故（プライベートの時間に起きた事故を含む）によって、他人にケガをさせる、もしくは、他人の物を壊した場合の補償

#### ウ その他

#### 感染事故に対する補償

### ③ 加入手続きと請求方法

入学時に保険料を納付していただいた後、事務局で一括して手続きを行います。また、その後も必要に応じて随時申し込むことが可能ですので、事務局へお問い合わせください。修業年限で卒業できない場合の再加入手続きについては、対象者へ連絡します。保険の請求は事務局を通じて行いますので、事故等が発生した場合は速やかに SHI 事務室へ連絡してください。

## (10) 施設の利用

### ① 入館方法

ア 平日 8:30 ~ 20:00

土曜日 8:30 ~ 18:00

建物エントランス自動扉は開放されていますので、そのまま入館してください。

イ 平日 20:00 ~ 22:00

建物エントランス自動扉は施錠されていますので、インターホンで警備室に開錠を依頼してください。(その際、学生証等の提示を求められることがあります。)

### ② 各施設の利用時間

殿町キャンパスの施設利用時間は次のとおりです。

施設名	学生利用時間	
	平日（月～金）	土
各講義室		
セミナールーム		
図書コーナー	8:30~22:00	8:30~18:00
ラウンジ		

ア 授業に関する目的以外で使用する場合は、原則として使用期日の3日前までに「施設使用願」をSHI 事務室またはSHI 教務担当(Lab1)に提出し許可を受ける必要があります。  
(原則、日・祝日は使用できません。)

イ 年末年始の期間(12月29日～1月3日)は、全ての施設が使用できません。

ウ 使用許可を受けた場合でも、使用の調整や制限をすることがあります。

エ 個別の利用規程等がある施設は、その規程に従ってください。

③ ラウンジの利用について

上記の施設利用時間内であれば自由にご利用ください。

コンセントの利用及び飲食も可能ですが、適切なご利用をお願いします。

④ ロッカーの利用について

学生1人に1つパーソナルロッカー（パスコードタイプ）を貸与します。パスコードの取扱いについては各自責任を持って管理してください。

⑤ その他

貴重品の管理は各個人が責任を持って行ってください。

施設内の備品を損傷した場合は実費を負担していただく場合がございますのでご了承ください。

⑥ 横須賀キャンパスの施設利用について

横須賀キャンパスの各施設の利用時間等については下記表のとおりです。

施設名	学生利用時間		備 考
	平日（月～金）	休業期間中の平日	
教育研究棟	8：30～21：00	8：30～21：00	
各講義室・演習室	8：30～21：00	8：30～21：00	
附属図書館	9：00～22：00 10：00～20：00（土曜）	9：00～19：00 9：00～20：00（※） 10：00～18：00（土曜）	※時間が変更となる場合は都度HP等でお知らせします
講堂	8：30～19：00	—	
厚生棟 (食堂・売店等)	8：30～19：00	8：30～17：15	
体育館 (アリーナ)	8：30～21：00	8：30～17：15	
テニスコート	8：30～21：00	8：30～17：15	
ソフトボール場	8：30～16：00冬 8：30～18：00夏	8：30～16：00冬 8：30～17：15夏	※日没時まで
集会室	8：30～21：00	8：30～17：15	
自治会室・ クラブ室	8：30～21：00	8：30～21：00	
進路資料室	8：30～17：15	8：30～17：15	
食堂（厚生棟1階） 営業時間	11：00～14：00	—	※休業する場合は事前に掲示します。
売店（厚生棟2階） 営業時間	9：30～18：00	—	

## (11) 通学方法

自転車で通学する学生は、事前に SHI 事務室または SHI 教務担当(Lab1)へ申し出てください。  
(駐輪台数には限りがあります。)

また、本学では原則として、自動車、オートバイ、原動機付自転車等での通学は禁止です。

## (12) 情報システム

### ① 学内の情報システムの主な内容

学生は学内の情報システムを利用して次のことができます。

ただし、学内の情報システムは教育・研究活動、その他大学における活動以外の目的に利用しないでください。

1	キャンパスプラン	履修する科目の登録及び成績確認ができます。 ( <a href="https://cp-iis.kuhs.ac.jp/portal/">https://cp-iis.kuhs.ac.jp/portal/</a> )
2	電子メール	ウェブメールサービスにより学外からも利用できます。メールアドレスは全学生に配付します。
3	manaba	各教員の指示に従い、それぞれの講義に関するコンテンツ掲載、プロジェクト管理、レポート提出等を行う授業支援システムとして、利用できます。 <a href="https://kuhs.manaba.jp/">(https://kuhs.manaba.jp/)</a>
4	CLEVAS	学習動画プラットフォームとして、メディア授業等の動画視聴が可能です。 <a href="http://clevas.kuhs.ac.jp/clevas/">(http://clevas.kuhs.ac.jp/clevas/)</a>
5	ウェブページの閲覧	学内のパソコンからインターネットに接続して、ウェブページを閲覧できます。不適切なウェブページについては、閲覧が制限される場合があります。
6	蔵書検索	図書館の蔵書検索を利用できます。学外からもアクセスできます。 <a href="https://lib.kuhs.ac.jp/">(https://lib.kuhs.ac.jp/)</a>
7	電子ジャーナル・データベース	学内のパソコンから本学が契約する電子ジャーナル・データベースにアクセスできます。一部データベース等はリモートアクセスが可能です。可能なデータベースは、ホームページ「EJ・DB」よりご確認ください。 <a href="https://www.kuhs.ac.jp/library/database/">(https://www.kuhs.ac.jp/library/database/)</a>

## ② 学内ネットワークの利用

学内ネットワークを利用するにはユーザ ID・パスワードの入力が必要です。ユーザ ID、パスワードは適切に管理してください。

パスワードを忘れた場合は SHI 事務室または SHI 教務担当（Lab1）へご連絡ください。

## ③ ノートパソコンの利用

希望者にはノートパソコンを貸与します。希望する場合は、事前に SHI 事務室または SHI 教務担当（Lab1）へご連絡ください。ただし、貸与されたノートパソコンの学外への持ち出し、設定変更やソフトのインストールは原則認められません。

貸与されたノートパソコンはパーソナルロッカーで適切に管理してください。

## ④ 複合機の利用

2階入口（Lab1 横）に設置されている複合機で書類のコピーや、備付けのノートパソコンを使用してプリンタを利用することができます。プリンタを利用される際の印刷データは、ご自身の USB メモリやクラウドサービスを経由して備付けのノートパソコンから印刷してください。

## ⑤ Wi-Fi の利用

研究科の施設内であれば、Wi-Fi を利用できます。パスワードは講義室等に掲示していますので、ご参照ください。

## ⑥ その他、情報システム利用上の注意

- USB メモリは、暗号化・パスワード認証などのセキュリティ機能があるものを使用してください。なお研究上使用するデータの扱いについては、指導教員の指示に従ってください。
- ウィルス等の不正プログラムの被害にあわないよう、出所不明のデータは扱わないこと、不審なメールや添付ファイルは開かないことなど、十分に留意してください。
- SNS やクラウドサービスの利用にあたっては情報管理に十分留意してください。

## (13) 学生相談室

横須賀キャンパスの管理図書館棟1階にあり、カウンセラーが在室しています。身体やこころの悩みに関する相談を希望する場合は、メール等で予約をとれます。いつしょに考えることにより、解決の糸口が見つかることもあります。問い合わせや相談内容の秘密は守られます。相談料は無料です。

連絡先:gakuseisoudan@kuhs.ac.jp

開室時間:9時30分～18時00分(月～金)

#### (14) ハラスメント相談

「ハラスメント」とは悩ます(悩まされる)こと、いやがらせという意味で、他人を侮辱し、傷つけ、個人の尊厳と人格を侵害する行為をいいます。ハラスメントには、セクシュアルハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミックハラスメントが含まれます。本学では「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定してハラスメントを許さないキャンパスづくりに取り組んでいます。学内相談員・学外相談員による相談体制も整えていますので、ハラスメントを感じたり、身近でハラスメントを見聞きしたら、一人で悩まずに相談してください。相談者のプライバシーや秘密は必ず守ります。また、相談や申し出を行ったことで不利益な取り扱いをすることはありません。

連絡先

- 1 : [ha@kuhs.ac.jp](mailto:ha@kuhs.ac.jp) (ハラスメント防止を担当する人権・倫理委員会の窓口)
- 2 : 学内相談員（各学科の教職員）及び学外相談員（医師・弁護士・心理の専門家）  
詳細は、manaba ([https://kuhs.manaba.jp/ct/page\\_133469c562](https://kuhs.manaba.jp/ct/page_133469c562)) およびハラスメント防止パンフレットをご確認ください。

#### (15) 同窓会

SHI における同窓会が「SHI-Community」という名前で活動しており、交流会やイベントを年数回開催しています。在学生、修了生、教員等、SHI に関わりのある方ならどなたでも入会できます（入会費一万円、年会費無料）。詳細は担当者からご案内いたします。

## 6 長期履修学生制度について（修士課程のみ対象）

### （1）制度の目的・概要

修士課程の入学から修了までの履修期間は2年となっていますが、職業を有する等、勉学時間が十分確保できないなどの事情がある場合には、2年間で設定されている教育課程を在学期間の4年間を上限として履修する計画を立て、長期履修学生として許可を受け在籍することが可能です。

### （2）対象者

職業を有する等の事情により、定められた修業年限(2年)では教育課程の履修が困難な方に限ります。新入生だけでなく、在学生も途中で申請することができますが、在学生が長期履修の申請ができるのは1年次の途中(2年次になる前の2月)のみであり、必ず指導教員の意見を添付する必要があります。

また、職業を有している等とは、有職者(正規雇用・臨時雇用かは不問)、その他の事情により、いわゆるフルタイム学生としての修学が困難な事情にあることをいいます。有職による長期履修の申請については、申請時に就業証明書を添付する必要があります。

なお、特別な事情がないにもかかわらず長期間かけて修了したい、学業不振を理由に長期履修制度を利用して修業年限を延長するなどは、本制度の対象とはなりません。

### （3）申請手続きについて

新入生については入学手続期間中に申請をする必要があります。在学生(1年次)については2年次になる前の年次の2月中に申請をする必要があります。

また、長期履修期間を短縮する場合は、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の2月中に申請を行います。

### （4）長期履修期間

長期履修期間については標準修業年限の2倍(4年)を上限に年度単位で履修計画を立てます。

なお、途中から長期履修学生として申請する場合、標準修業年限の2倍(4年)から既に履修済みの標準履修期間を引いた年数が長期履修期間の上限となります。

- ① 第1年次から長期履修学生として認められる者 3年又は4年
- ② 第2年次から長期履修学生として認められる者 2年又は3年

### （5）長期履修期間の変更

#### ① 延長

既に長期履修学生の認定を受けた者による長期履修期間延長の申請は認められません。当初許可された長期履修期間中に修了できない場合は、留年となります。

#### ② 短縮

当初長期履修学生の認定を受けた者が予定より順調に履修計画が進んだ等の理由により、長

期履修期間の短縮を希望する場合には、指導教員の意見を添えて履修期間短縮の申請をすることができます。

#### (6) 長期履修学生の在学年限

長期履修学生の在学年限については設定した修業年限(長期履修期間を含む)に1年を足した年数となります。

- ① 第1年次から長期履修学生として認められ、長期履修期間が3年の者、及び第2年次から長期履修学生として認められ、標準履修期間と長期履修期間の合計が3年の者については4年を超えることができません。
- ② 第1年次から長期履修学生として認められ、長期履修期間が4年の者、及び第2年次から長期履修学生として認められ、標準履修期間と長期履修期間の合計が4年の者については5年を超えることができません。

#### (7) 長期履修学生の事例及び授業料

長期履修学生の授業料は、設定した履修期間にかかわらず原則として標準修業年限2年分の授業料となります。

短縮する場合には、納入済額と標準修業年限2年の授業料との差額を精算していただきます。なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定年度から新授業料が適用されます。

#### (8) 用語の定義

##### ① 標準修業年限

神奈川県立保健福祉大学学則第25条で定める通常の修業年限。カリキュラム構成上、フルタイムで履修した場合に修了に要する期間。

##### ② 標準履修期間

通常の履修計画で入学し、第2年次から長期履修学生の認定を受けた者の第1年次の履修期間。授業料の徴収方法が異なるため、長期履修期間と区別。

##### ③ 長期履修期間

長期履修学生として、履修を認められた期間。第2年次から長期履修学生の認定を受けた者については第2年次からが長期履修期間となります。

##### ④ 長期在学期間

標準履修期間と長期履修期間を合わせた期間。

年数	1	2	3	4	5		
一般の学生	在学年限						
	標準修業年限		履修計画どおり 修了できなかつた 場合は留年				
長期履修学生	在学年限(最長5年)						
	長期在学期間(最長4年)						
入学時に 長期履修学生として 3年の認定を受けた者	長期履修期間		履修計画どおり 修了できなかつた 場合は留年				
入学時に 長期履修学生として 4年の認定を受けた者	長期履修期間			履修計画どおり 修了できなかつた 場合は留年			
第2年次から 長期履修学生として 2年の認定を受けた者	標準履修期間	長期履修期間	履修計画どおり 修了できなかつた 場合は留年				
第2年次から 長期履修学生として 3年の認定を受けた者	標準履修期間	長期履修期間			履修計画どおり 修了できなかつた 場合は留年		

## (9) 授業料

(注) 修業年限 = 標準履修期間 + 長期履修期間

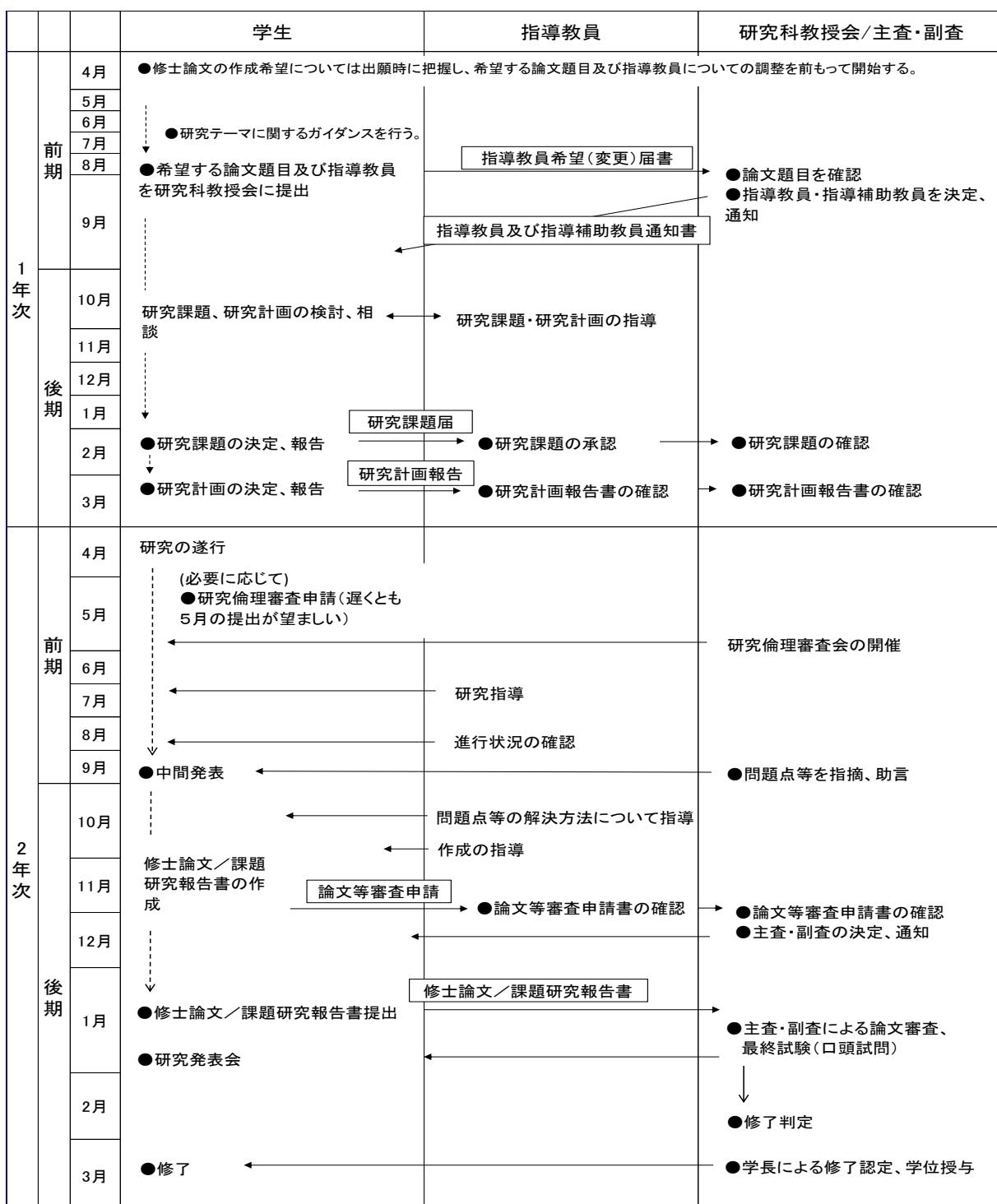
単位 : 円

区分	修業年限 (注)	1年次納付額 (年額)	2年次以降納付額 (年額)	課程修了までの 授業料総額
通常の学生 (標準修業年限2年)	2	535,800	535,800	$535,800 \times 2\text{年} = 1,071,600$
入学時点で3年間の長期履修が許可された者	3	$(535,800 \times 2) \div 3 = 357,200$	357,200	$357,200 \times 3\text{年} = 1,071,600$
入学時点で4年間の長期履修が許可された者	4	$(535,800 \times 2) \div 4 = 267,900$	267,900	$267,900 \times 4\text{年} = 1,071,600$
在学生(1年次)が2年次になる時点で3年間の履修許可を受けた場合	3	535,800 (通常学生と同額)	357,200 (3年長期履修生と同額)	$535,800 + (357,200 \times 2\text{年}) = 1,250,200$
在学生(1年次)が2年次になる時点で4年間の履修許可を受けた場合	4	535,800 (通常学生と同額)	267,900 (4年長期履修生と同額)	$535,800 + (267,900 \times 3\text{年}) = 1,339,500$
入学時3年で認定された者が2年次になる時点で履修期間を2年に短縮する場合	2	1年次までの納付額 $(535,800 \times 2) \div 3 = 357,200$	2年次納付額 $535,800 \times 2\text{年} - 357,200$ (納入済額) $= 714,400$	$(357,200 \times 1\text{年}) + 714,400 = 1,071,600$
入学時4年で認定された者が2年次になる時点で履修期間を2年に短縮する場合	2	1年次までの納付額 $(535,800 \times 2) \div 4 = 267,900$	2年次納付額 $535,800 \times 2\text{年} - 267,900$ (納入済額) $= 803,700$	$(267,900 \times 1\text{年}) + 803,700 = 1,071,600$
入学時4年で認定された者が2年次になる時点で履修期間を3年に短縮した場合	3	1年次までの納付額 $(535,800 \times 2) \div 4 = 267,900$	2年次以降納付額 $535,800 \times 2\text{年} - 267,900$ (納入済額) $= 803,700 \div 2 = 401,850$	$(267,900 \times 1\text{年}) + 401,850 \times 2 = 1,071,600$
入学時4年で認定された者が3年次になる時点で履修期間を3年に短縮した場合	3	1年次までの納付額 $(535,800 \times 2) \div 4 = 267,900$	3年次以降納付額 $535,800 \times 2\text{年} - 267,900 \times 2\text{年}$ (納入済額) $= 535,800$	$(267,900 \times 2\text{年}) + 535,800 = 1,071,600$

## 7 研究指導のスケジュール及び履修モデル

### (1) 修士課程

#### ○研究指導のスケジュール



## ○履修モデル

### ① リサーチャー

#### ➢ 想定する学生像：

保健医療福祉分野の課題に対して関心を有する研究者や、将来、保健医療福祉分野における研究者となることを志す者

#### ➢ 目標：

ヘルスケア、特に未病の領域についてエビデンスを探求し、新たな学問領域の構築や、未病の学問体系化などに必要な知識と技術を修得する。

#### ➢ 基本的な履修の考え方：

本研究科の基本的な趣旨やヘルスイノベーションの基本概念など、学生が共通して学ぶべき「ヘルスイノベーション概論」をはじめとした「共通科目」を学んだ上で、エビデンスに基づいた科学的な思考や基本的な公衆衛生の知識を身につけるために「公衆衛生学基盤科目」を履修する。また、リサーチャーとして不可欠な研究手法や、より専門性の高い科目を履修すると共に、より学際的な視点を身につけるために「ヘルスイノベーション専門科目」を履修する。さらに、質の高い論文作成を行う際に必要なアカデミックライティングや、研究・開発内容の価値を効果的にステークホルダーに伝える上で求められるプレゼンテーションなど「実践・特別研究科目」を履修する。

#### ➢ 修了要件の考え方：

大学や研究機関等で保健医療福祉分野における研究者として質の高い研究・開発を行うことを目指し、修士論文をとりまとめる。

#### ➢ 修了後：

トランスディシプリンアリー研究や保健・医療・福祉分野に関する科学技術コミュニケーター（科学者、技術者と市民との橋渡しをする人材）として大学や研究機関で教育研究活動に従事する。

#### 【具体的な進路】

- ①大学・大学院などの研究機関において、保健医療福祉課題の解決に向けた、高度な研究を遂行する研究者
- ②企業の研究所などにおいて、保健医療福祉課題の解決に資する製品・サービス・技術等の開発に従事する研究者
- ③医療機関などにおいて、患者や国民の健康に資する臨床研究などに携わる医療提供者・研究者
- ④大学院博士課程に進学し、より高度な研究手法について学ぶ学生

## ② ビジネスパーソン

### ➤ 想定する学生像：

製薬企業、医療機器関連企業等のヘルスケア産業の他、金融、IT、サービス、食品関連の企業に勤める社員

### ➤ 目標：

ヘルスケアに関わる法などの社会制度やシステムを体系的に理解し、ヘルスケア分野におけるビジネスに必要な知識と技術を修得する。

### ➤ 基本的な履修の考え方：

本研究科の基本的な趣旨やヘルスイノベーションの基本概念など、学生が共通して学ぶべき「ヘルスイノベーション概論」をはじめとした「共通科目」を学んだ上で、エビデンスに基づいた科学的な思考や基本的な公衆衛生の知識を身につけるために「公衆衛生学基盤科目」を履修する。また、革新的な技術を産業化する上で不可欠な先端的な技術に関する知識や組織マネジメントに関する科目を中心に「ヘルスイノベーション専門科目」を履修する。さらに、先端のテクノロジーを持ってたり、卓越する組織マネジメントを実践しているプライベートセクターにおけるフィールド実習をはじめとした「実践・特別研究科目」を履修し、加えて人と組織におけるイノベーション創出の環境や手法を学んだり、人と組織を動かす実践的トレーニングを行う。

### ➤ 修了要件の考え方：

修了後に所属する企業や業界が抱える課題について発見し、社会制度やシステムもふまえた課題の分析や現実的な解決策を提言できるようになることを目指し、各科目で得た知見やフィールド実習で得た学びを課題研究報告書としてとりまとめる。

### ➤ 修了後：

所属する企業において、ヘルスケア分野における新たなビジネスを立ち上げる。

#### 【具体的な進路】

- ① ヘルスケア関連企業で、技術・サービスの開発や薬事部門で製品の社会実装・国際展開に取り組む者
- ② ヘルスケア関連企業で、技術・サービスの国際展開におけるマーケティング企画を行う者
- ③ ヘルスケア関連企業で、保健医療福祉分野の社会的ニーズを汲み取り、ニーズに即した経営戦略を立案する者
- ④ ヘルスケア関連企業で、保健医療福祉分野の社会的ニーズを汲み取り、研究者や技術者等と連携しながらニーズに即した医療技術・サービスの商品開発に取り組む者
- ⑤ 自身の着想をもとに、社会的ニーズに対応した医療技術・サービスを提供する新たな事業を興す企業家

### ③ アドミニストレータ

#### ➤ 想定する学生像：

保健医療福祉機関において、今後、病院長・事務局長等の立場で組織経営に参画することを志す者

#### ➤ 目標：

未病・予防の観点や地域の様々なニーズを踏まえた医療サービスを展開するために必要な知識と技術を修得する。

#### ➤ 基本的な履修の考え方：

本研究科の基本的な趣旨やヘルスイノベーションの基本概念など、学生が共通して学ぶべき「ヘルスイノベーション概論」をはじめとした「共通科目」を学んだ上で、エビデンスに基づいた科学的な思考や基本的な公衆衛生の知識を身につけるために「公衆衛生学基盤科目」を履修する。また、革新的で効率的なヘルスアドミニストレーションを達成する上で不可欠な組織マネジメントに関する科目を中心に「ヘルスイノベーション専門科目」を履修する。さらに、国内外の保健医療福祉機関等におけるフィールド実習をはじめとした「実践・特別研究科目」を履修して、現実の諸課題を具体的に把握し、加えて人と組織を動かす実践的トレーニングを行う。

#### ➤ 修了要件の考え方：

修了後に所属する保健医療福祉機関において、その機関が抱える組織経営上の課題や医療サービス提供上の課題を発見し、社会制度や地域の様々なニーズをふまえて課題の分析や解決策の提言を行えるようになることを目指し、各科目で得た知見やフィールド実習で得た学びを課題研究報告書としてとりまとめる。

#### ➤ 修了後：

所属する保健医療福祉機関において、医療者のみならず行政・研究者・企業などと連携しながら、次世代の保健医療機関の在り方をデザインし組織経営を展開する。

#### 【具体的な進路】

- ①急性期病院や高度な健診機能を備えた医療機関などで、渡航受診者の受入拡大を積極的に行う組織において、将来、組織経営に参画することを志す職員
- ②高度で質の高い医療サービスについて国際展開を志す医療機関などにおいて、将来、組織経営に参画することを志す職員
- ③効率的で質の高いケアの提供を志す介護施設またはそのような介護施設を運営する法人等において、将来、組織経営に参画することを志す職員

#### ④ ポリシーメーカー

##### ➤ 想定する学生像：

健康医療政策を担当する自治体職員等

##### ➤ 目標：

ヘルスケアに関わる法などの社会制度やシステムを体系的に理解し、健やかな社会を実現するために必要な知識と技術を修得する。

##### ➤ 基本的な履修の考え方：

本研究科の基本的な趣旨やヘルスイノベーションの基本概念など、学生が共通して学ぶべき「ヘルスイノベーション概論」をはじめとした「共通科目」を学んだ上で、エビデンスに基づいた科学的な思考や基本的な公衆衛生の知識、及び国内外の保健医療福祉システムの現状と課題を学ぶために「公衆衛生学基盤科目」を履修する。また、ポリシーメーカーとして必要な社会やコミュニティの保健医療福祉課題に関する科目を中心に「ヘルスイノベーション専門科目」を履修する。さらに、国内外の行政機関や国際機関におけるフィールド実習をはじめとした「実践・特別研究科目」を履修して、現実の諸課題を具体的に把握し、かつ、保健医療福祉システムの改善における行政組織の役割について検討する。

##### ➤ 修了要件の考え方：

修了後に所属する自治体等において、その地域が抱える保健医療福祉課題や、自治体組織が抱える課題等を発見し、社会制度や多様なステークホルダーのニーズをふまえて課題の分析や解決策の提言を行えるようになることを目指し、各科目で得た知見やフィールド実習で得た学びを課題研究報告書としてとりまとめる。

##### ➤ 修了後：

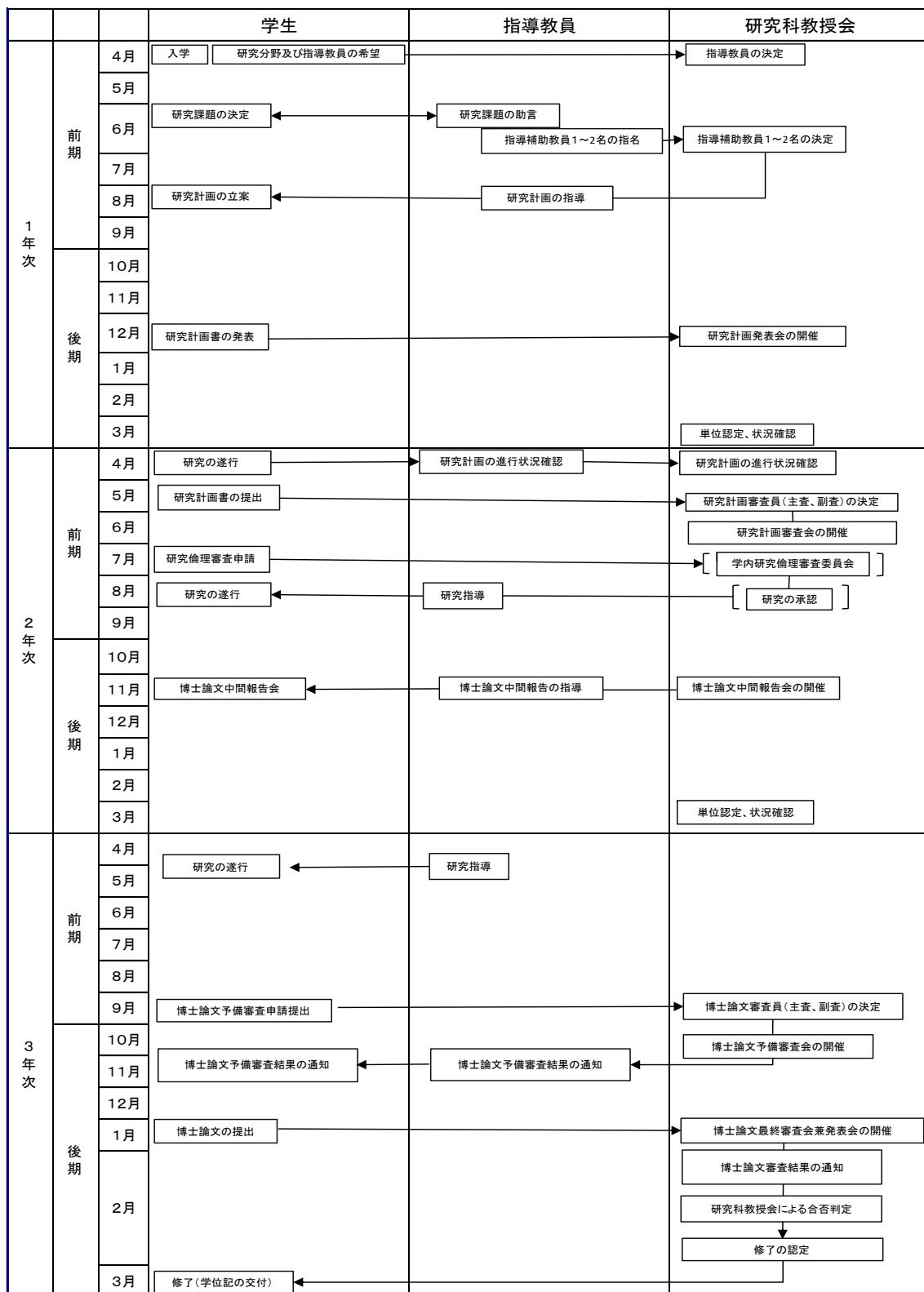
所属する自治体等で政府、国際機関や国内外のアカデミア、企業等とネットワークを作りながら、産官学によるオープンイノベーションのハブとして最先端のアカデミアや企業の人々とのネットワークを構築し、新たな施策を立案する。

#### 【具体的な進路】

- ①保健医療福祉課題を体系的に理解し、国際的な人材を含む様々なステークホルダーを繋ぐことができる保健医療福祉政策を担当する自治体職員
- ②国連、WHO、JICA など保健医療福祉課題に取り組む国際的機関の職員
- ③ASEAN 諸国を中心とした中央政府や地方自治体で保健医療福祉政策を担当する職員

## (2) 博士課程

### ○研究指導のスケジュール



## ○履修モデル

### ① 高度研究人材

#### ➤ 想定する学生像：

本専攻修士課程や他学修士課程などにおいて公衆衛生や保健医療福祉分野に関わる基礎的な知識や専門性及び基本的な研究手法について修得している者で、保健医療福祉分野における具体的な課題意識を有し、その課題解決に繋がる技術・制度・社会システムなどの研究・開発を志す者。

#### ➤ 目標：

保健医療福祉分野における具体的な課題意識を明確化した上でリサーチクエスチョンとして落とし込み、テーマに応じた科学的研究手法を適切に用いて、課題解決に資する学術的なインプリケーションを提示することができる。

#### ➤ 基本的な履修の考え方：

ヘルスイノベーションの創出に不可欠な、公衆衛生の専門科目及びイノベーションの技法を修得する「共通科目」について学んだ上で、高度で専門的な知識・技法、とりわけ、科学的な研究や量的研究を進める上で不可欠な疫学・生物統計学に関する科目を中心として「特別演習科目」を履修し、「ヘルスイノベーション特別研究」の履修を通じて、博士論文をとりまとめる。

#### ➤ 修了要件の考え方：

保健医療福祉分野における具体的な課題について科学的な手法によって研究を実施し、質の高い研究を遂行できる能力を身につけ、博士論文としてとりまとめることができる。

#### ➤ 修了後：

教育研究機関や企業研究所などにおける研究者として、保健医療福祉分野(未病などの新たな学問体系を含む)やトランスディシプリンアリー研究分野における研究を自ら実施し、またそのような研究を牽引する。

## ② 高度マネジメントリーダー

### ➤ 想定する学生像：

医薬品・医療機器メーカー、医療情報システムベンダ、保険会社など、直接的・間接的に保健医療福祉に関わる製品・サービスを提供する企業やNPO/NGOに勤務する者、あるいは新たに起業を志す者のうち、本専攻修士課程や他学修士課程などにおいて公衆衛生や保健医療福祉分野に関わる基礎的な知識や専門性及び基本的な研究手法について修得している者で、製品・サービス・ビジネスプロセスのイノベーションを通じて保健医療福祉課題に対応するために自ら組織を牽引することを志す者。

### ➤ 目標：

保健医療福祉分野における具体的な課題意識を明確化した上で、テーマに応じた研究手法を適切に用いて、課題解決に資する製品やサービス、ビジネスプロセスの価値や課題について、科学的かつ蓋然性の高い評価を提示することができる。

### ➤ 基本的な履修の考え方：

ヘルスイノベーションの創出に不可欠な、公衆衛生の専門科目及びイノベーションの技法を修得する「共通科目」について学んだ上で、高度で専門的な知識・技法、とりわけ、住民・患者の健康増進を誘発する手法について学ぶ社会行動科学や様々な環境が健康に与える影響を学ぶ環境保健学に関する科目を中心として「特別演習科目」を履修し、「ヘルスイノベーション特別研究」の履修を通じて、博士論文をとりまとめること。

### ➤ 修了要件の考え方：

保健医療福祉分野における具体的な課題について科学的な手法によって研究を実施し、課題解決に資する革新的な製品やサービス、ビジネスプロセスを提案し、その価値や課題を科学的に評価する能力を身につけ、その内容を博士論文としてとりまとめることができる。

➤ 修了後：

入学前に勤務していた企業やNPO/NGOにおいて、革新的な製品やサービス・ビジネスプロセスを展開するために、組織を牽引するリーダーとして活躍する。また、既存の組織でなし得ない場合、アントレプレナー・ソーシャルアントレプレナーとして企業や非営利組織などを起業し、課題解決に向けてビジネスを牽引する。

### ③ 高度ヘルスケアプロバイダ

#### ➤ 想定する学生像：

医療機関や介護施設・薬局など、保健医療福祉サービスを提供する機関に勤務する者の中、保健医療福祉サービス提供に関する具体的な課題意識を有し、本専攻修士課程や他学修士課程などにおいて公衆衛生や保健医療福祉分野に関わる基礎的な知識や専門性及び基本的な研究手法について修得している者で、自らリーダーシップを発揮して地域のニーズに則した適切なサービス提供者として牽引していくことを志す者。

#### ➤ 目標：

保健医療福祉分野、とりわけ保健医療福祉サービス領域における具体的な課題意識を明確化した上で、テーマに応じた研究手法を適切に用いて、課題解決に資する科学的かつ蓋然性の高い解決策を提示することができる。

#### ➤ 基本的な履修の考え方：

ヘルスイノベーションの創出に不可欠な、公衆衛生の専門科目及びイノベーションの技法を修得する「共通科目」について学んだ上で、高度で専門的な知識・技法、とりわけ、保健医療福祉サービス提供のあり方や住民・患者の健康増進を誘発する手法について学ぶ社会行動科学や保健医療管理学に関する科目を中心として「特別演習科目」を履修し、「ヘルスイノベーション特別研究」の履修を通じて、博士論文をとりまとめる。

#### ➤ 修了要件の考え方：

保健医療福祉分野、とりわけ保健医療福祉サービス提供における具体的な課題について科学的な手法によって研究を実施し、課題解決に向けた具体的なインプリケーションを導くことができる能力を身につけ、その内容を博士論文としてとりまとめることができる。

#### ➤ 修了後：

病院などの医療機関、介護施設、薬局などの組織における管理者・経営者として、ニーズに則した保健医療福祉サービス提供を効果的・効率的に行うべく、組織を牽引する。

#### ④ 高度ポリシーメーカー

##### ➤ 想定する学生像：

厚生労働省・経済産業省・総務省をはじめとした国・都道府県・市町村などにおいて直接的・間接的に保健医療福祉行政に関与する行政官や、WHO や JICA など国際機関に勤務する者。

##### ➤ 目標：

保健医療福祉分野の制度や社会システムに関する具体的な課題意識を明確化した上で、テーマに応じた研究手法を適切に用いて、課題解決に資する科学的かつ蓋然性の高い解決策を、従来の枠組みを超えて提示することができる。

##### ➤ 基本的な履修の考え方：

ヘルスイノベーションの創出に不可欠な、公衆衛生の専門科目及びイノベーションの技法を修得する「共通科目」について学んだ上で、高度で専門的な知識・技法、とりわけ、保健医療福祉体制や保健医療福祉システムのあり方や住民の健康増進を誘発する手法について学ぶ社会行動科学や保健医療管理学に関する科目を中心として「特別演習科目」を履修し、「ヘルスイノベーション特別研究」の履修を通じて、博士論文をとりまとめる。

##### ➤ 修了要件の考え方：

保健医療福祉に関連する制度や社会システムに関わる具体的な課題について科学的な手法によって研究を実施し、課題解決に向けた具体的なインプリケーションを導くことができる能力を身につけ、その内容を博士論文としてとりまとめることができる。

##### ➤ 修了後：

入学前に勤務していた自治体・行政機関・国際機関において、自らの専門性を駆使して多様なステークホルダーを繋げ、高度行政官として従来の枠組みを超えた組織を牽引する。

## 8 学生関係規程

学生関係規程を本学ホームページまたは manaba にて公開しています。

以下の掲載 URL から、確認してください。

### 【本学 HP 掲載規程】

掲載 URL : <https://www.kuhs.ac.jp/information/disclosure/regulation/>  
(保健福祉学部と共に)

- 学則
- 学位規則
- 学生規程
- 学生除籍規程
- LGBTQ の学生に関する神奈川県立保健福祉大学の対応ガイドライン
- 学生の旧姓使用に関する取扱要綱学生表彰規程
- 学生表彰規程
- 学生懲戒規程
- 自転車の安全利用に関する規程
- ハラスメントの防止等に関する規程
- USB メモリの取扱い 7 原則

(保健福祉学研究科博士前期課程と共に)

- 神奈川県立保健福祉大学大学院長期履修学生規程

### 【マナバ掲載規程】

掲載 URL : [https://kuhs.manaba.jp/ct/page\\_571c562](https://kuhs.manaba.jp/ct/page_571c562)

- ヘルスイノベーション研究科規則
- ヘルスイノベーション研究科履修規程
- ヘルスイノベーション研究科における論文指導等に関する要領
- ヘルスイノベーション研究科修了時の特別研究・課題研究に関する資料の保管方法及び破棄に関する取り決め
- ヘルスイノベーション研究科修士論文及び課題研究報告書審査実施要項
- ヘルスイノベーション研究科修士論文及び課題研究報告書提出等要領
- ヘルスイノベーション研究科修士課程論文等審査及び最終試験に関する要領
- ハラスメントの防止等のための指針



神奈川県立保健福祉大学大学院  
ヘルスイノベーション研究科  
ヘルスイノベーション専攻

〒210-0821

神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-10 RGB2A

TEL : 044-589-8100